

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、運転技能検査手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び認知機能検査等の額を改定するための改正

二 内容

(一) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

ア 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の新設

（例）運転技能検査手数料

三千五百五十円

イ 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の改定

（例）認知機能検査手数料

（現行）七百五十円

↓ （改正後）千五十円

ウ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定
銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料

（現行）千八百円

↓ （改正後）千六百元

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加及び規定の整備

三 施行期日

令和四年五月十三日。ただし、二(一)ウは令和四年四月一日